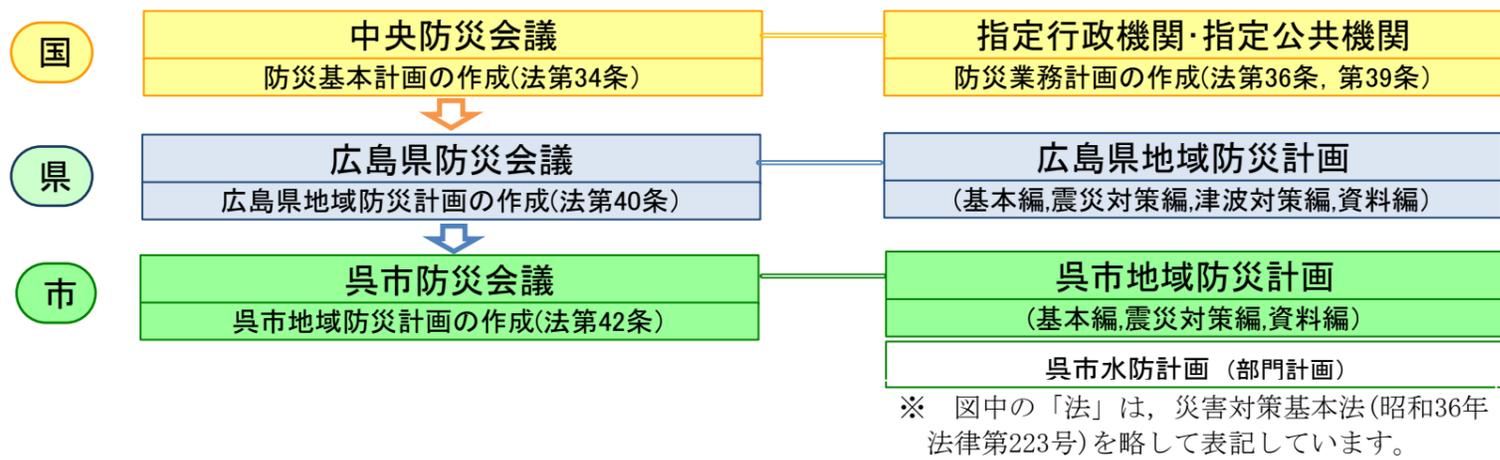


呉市地域防災計画及び呉市水防計画の修正等について(報告)

1 計画の位置付け



2 構成



3 修正経緯

◎平成23年3月 東日本大震災発生

- ★平成23年8月 呉市地域防災計画修正(市独自に16項目を修正)
- ★平成24年5月 呉市地域防災計画等修正(各対策計画全般見直し)
- 平成24年6月 災害対策基本法の一部改正
- ★平成25年5月 呉市地域防災計画等修正
(南海トラフ地震防災対策推進計画 他)
- 平成25年6月 災害対策基本法の一部改正等
- 平成25年10月 広島県地震被害想定
- ★平成26年5月 呉市地域防災計画等修正(要配慮者対策計画 他)

◎平成26年8月 広島市土砂災害

- 平成26年9月 避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
- 平成26年11月 災害対策基本法の一部改正
- 平成27年1月 土砂災害防止法※の一部改正
- ★平成27年5月 呉市地域防災計画等修正
(避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正 他)
- ★平成28年3月 呉市地域防災計画等修正
(危機管理監の役職の新設及び新庁舎建設)
- ★平成28年10月 呉市地域防災計画等修正
(り災届出証明書の発行の追加 他)

※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

4 主な修正内容

(1) 危機管理監の役職の新設及び新庁舎の建設に伴う修正

ア 災害注意体制の修正

- (ア) 体制の発令及び廃止の決定 総務部長 ⇒ 危機管理監
- (イ) 災害対策部長会議構成員 危機管理監を追加
- (ウ) 災害対策部長会議の開催指示 総務部長 ⇒ 危機管理監

イ 災害警戒体制の修正

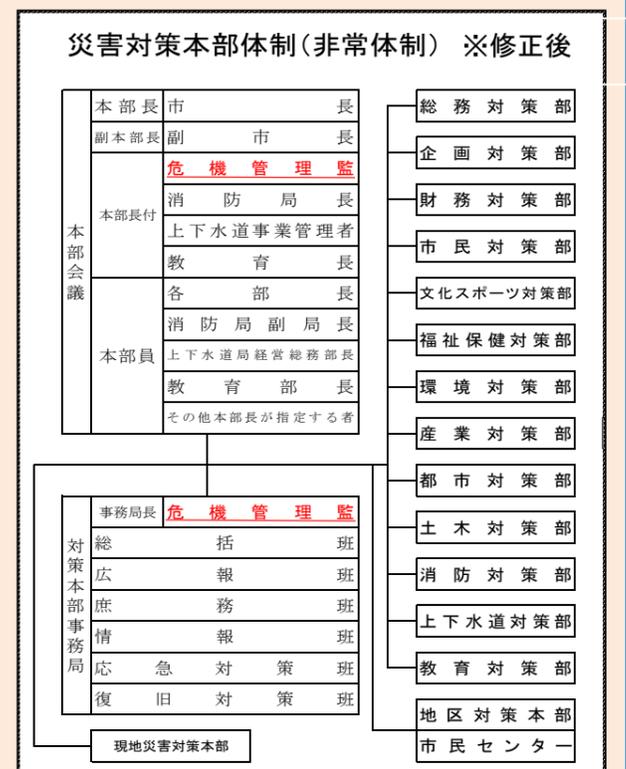
- (ア) 災害警戒本部の設置及び廃止の決定 総務部長 ⇒ 危機管理監
- (イ) 警戒本部長(災害対策会議の招集権者) 総務部長 ⇒ 危機管理監
- (ウ) 災害対策会議構成員 危機管理監を追加

ウ 災害対策本部設置以降の体制の修正(右図参照)

- (ア) 災害対策本部長付 危機管理監を追加
- (イ) 災害対策本部事務局長 総務部長 ⇒ 危機管理監

エ 新庁舎の建設に伴う修正

防災会議室の新設に伴う災害対策会議や災害対策本部の設置場所の変更



(2) り災届出証明書の発行を追加

被災確認ができないため、り災証明書を発行できない場合に、り災届出証明書を発行することを追加

(例：津波により自動車が流された事実を市において確認することができないときなどに、本人から被害の届出があったことを証明する。)

(3) 呉市水防計画に関する修正

国の「危険水位の設定要領」等の改訂に伴い、広島県が市町の避難勧告の発令等の判断の目安となる基準水位の位置付け(用語定義)等の見直しをしたことから、それぞれの基準水位の位置付け及び数値について必要に応じて修正

対象河川：黒瀬川，二河川，野呂川

【参考】避難準備情報の発令基準 氾濫注意水位 ⇒ 避難判断水位

避難勧告の発令基準 避難判断水位 ⇒ 氾濫危険水位

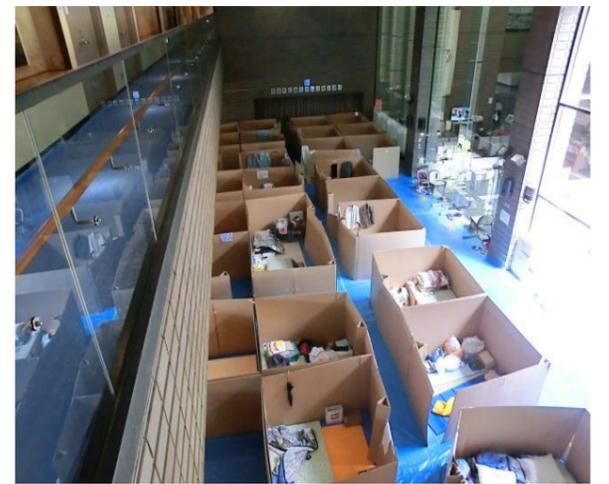
※ なお、避難勧告の発令等の判断の目安となる基準水位については、基本的には現行水位を据え置いています。

【参考】東日本大震災などを踏まえた呉市の取組み

- (1) 全ての避難所に、地震や高潮など災害種別ごとの避難所の適合状況が一目で分かる指定避難所看板の設置
- (2) 避難所生活でのプライバシーの確保や生活環境の改善を図るための仕切りのついた段ボールベットの購入
- (3) 各対策部との情報共有，災害対応，り災証明書の発行などを迅速化するための防災情報システムの導入



段ボールベット



東日本大震災 被災状況写真

熊本総合体育館避難所状況写真